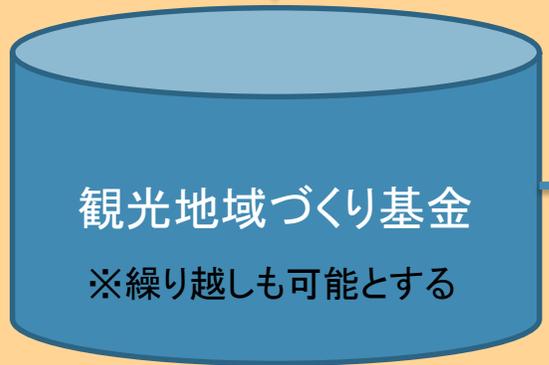


徴収条例と使途条例

財源確保検討委員会

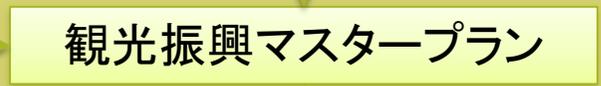
①徴収条例



策定に参加／意見出し

策定

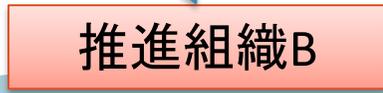
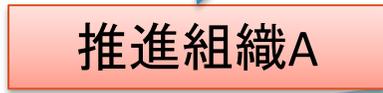
②使途条例



監理



答申



- 目的税であっても、自由度が高いということは、使途が発散するリスクもある。
- そのため、使途を持続的に監理する仕組みを構築しておくことが重要。
- 観光振興条例（使途条例）を並行させて整備することが望ましい。

徴収条例と使途条例（観光振興条例）

宿泊税を白馬村の持続的な成長につなげるため、戦略性の高い分野に税収が使われるよう、しっかりと法的な整理を行うことが必要。

徴収条例の項目

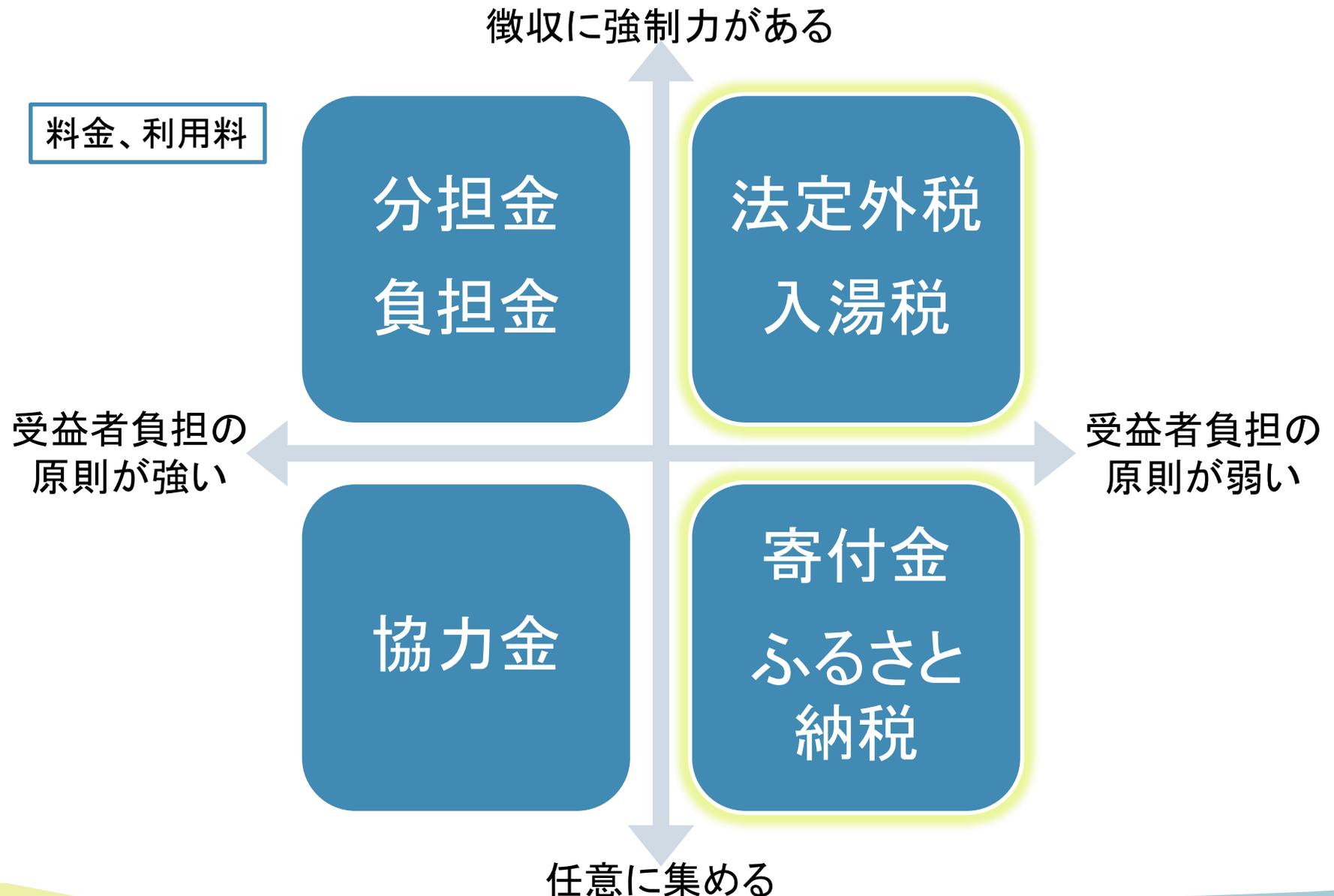
1. 納税義務者（担税者）
2. 徴収方法
3. 特別徴収義務者
4. **税率 ※県税との配分**
5. 免税点
6. **課税免除 ※独自項目を付与するか**
7. 課税期間（見直し期間）
8. **徴収事務交付金**
 - 例：2.5%（導入から5年間は5.0%）
※北谷町の答申

使途条例の項目

- 税収は基金に積み上げること
- 中長期的な時間軸をもった観光振興マスタープランを作成し、使途はその範囲とすること
 - 時間軸は見直し期間と連動させる
- マスタープランは、税収見込みをふまえ、上振れ／下振れも想定した実施計画として策定する
- 前年度の事業評価を行った上で、次年度の事業を（マスタープランの枠内で）選定する
- マスタープランの策定および管理は、専門の会議体（経営会議を想定）で行う
 - 見直し評価は別の会議体が行う

本検討委員会は、両条例の基本フレームを検討し、将来的な見直しにおいて全体を検証する

公的財源の種別



ストックに注目

- 家屋敷課税（引き上げ）
- 都市計画税（引き上げ）
- 別荘等所有税（新規）

フローに注目

- リフト利用
 - 遊漁税（富士河口湖町）に先例あり
 - 隣接町村にあるスキー場との関係性
- 入山・入域
 - 対象者の補足および徴収に技術的な問題あり
- 駐車行為
 - 太宰府市で先例あり
 - 路上駐車／商業施設駐車への対応が必要
- 観光事業
 - 日本に先例なし

※フロー系は税方式だけでなく、負担金や料金、協力金などの形態も可能